

奈良市告示第408号

奈良市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年8月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「都市再生推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
 - (4) 法人の沿革、事務所の所在地、組織図及び事務分担を記載した書類
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
 - (7) 申請者によるまちづくりの推進を目的とした公益的な活動（以下「まちづくり活動」という。）（申請の日以前のものに限る。）の実績を示す書類
 - (8) 申請者がまちづくり活動を行う区域（以下「活動区域」という。）を示す図面
 - (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
 - (10) 都市再生推進法人指定推薦書（別記第2号様式）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類
- (指定の基準等)

第3条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請者（第8号にあっては、役員等を含む。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により当該申請者を都市再生推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくり活動を行う法人であること。

- (2) 申請者（申請者に関係する団体であつて、市長が認めるものを含む。）にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有していること。
- (6) 業務を行うに当たって関係行政機関、活動区域に存する他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (7) 都市再生推進法人指定推薦書により活動区域内で活動を行う次のいずれかの団体から推薦を受けていること。

ア 本市に届出がされた自治会

イ 奈良市自治連合会を組織する地区自治連合会

ウ 地域自治協議会（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）第2条第8号に規定する組織をいう。）

エ 地域経済の振興に資する取組を行う商店街振興組合その他の商業団体

- (8) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。

- 2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 都市再生推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があつたときは、法第118条第4項の規定により公示するものとする。

- 3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべき

ことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により必要な措置を命ずるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により、当該都市再生推進法人に対し弁明の機会を与えるものとする。

（指定の取消し）

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条第1項の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行う場合においては、行政手続法第13条の規定により、当該都市再生推進法人に対し聴聞を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定によりその旨を公示するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月18日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記書類を添え、申請します。なお、下記の誓約事項について誓約します。

記

1 添付書類

- （1）定款
- （2）登記事項証明書
- （3）役員の氏名（ふりがな）、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- （4）法人の沿革、事務所の所在地、組織図及び事務分担を記載した書類
- （5）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- （6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- （7）申請者によるまちづくり活動（申請の日以前のものに限る。）の実績を示す書類
- （8）活動区域を示す図面
- （9）業務に関する計画書
- （10）都市再生推進法人指定推薦書
- （11）前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

2 誓約事項

- （1）本法人及び本法人の役員等が奈良市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等でないことを誓約します。
- （2）市長が必要と判断した場合に、奈良県警察本部又は管轄警察署に対し、前号の誓約事項について照会を行うことに同意します。

都市再生推進法人指定推薦書

年 月 日

（宛先）奈良市長

団体の住所

団体の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定について、下記法人を推薦いたします。

記

1 法人の名称

2 法人の住所

3 代表者氏名

（事務所の所在地）

都市再生推進法人指定書

第 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名 様

（事務所の所在地 ）

奈良市長



年 月 日付けで から申請された都市再生推進法人の指定については、適正であると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定により、都市再生推進法人として次のとおり指定したので通知します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、まちづくりの推進のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

1 指 定 番 号：

2 法 人 の 名 称：

3 法 人 の 住 所：

4 事務所の所在地：

都市再生推進法人名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

都市再生推進法人の住所

都市再生推進法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項 ※該当する□に、レ印を記入	☐ 法人の名称 ☐ 住所 ☐ 事務所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

都市再生推進法人業務変更届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

都市再生推進法人の住所

都市再生推進法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地 ）

奈良市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 3 項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
業務の変更の内容	変更前	
	変更後	
業務の変更の理由		